

## 甲子園短期大学の学科等の人材養成 及び教育研究上の目的に関する規程

(趣旨)

第1条 甲子園短期大学（以下「本学」という。）学則第1条第2項の規定に基づき、本学が設置する学科等の人材養成及び教育研究上の目的は、この規程によるものとする。

(教育理念)

第2条 本学は、校訓三綱領「勤勉努力」「和衷協同」「至誠一貫」の建学の精神に基づき、広い一般教養と専門的知識・技能を授け、健全円満な人格の陶冶を図るとともに、専門の職業に従事し、社会の発展に貢献できる人材を養成することを教育理念とする。

(人材養成及び教育研究上の目的)

第3条 学科等の人材養成及び教育研究上の目的は次のとおりとする。

(1) 生活環境学科

生活環境学科は、本学の教育理念に則り、「環境・健康・福祉」の三つのテーマを核にして、自らの生活力を高め、自己理解力、人を思いやる心を育成して人間性を培い、生活場面及び地域や社会において活躍できる専門的な知識と実践力を備えた人材の養成を目的とする。

① ライフキャリアフィールド

本学の教育理念に則り、生活環境に関する知識及び技能を習得し、豊かで安全・快適な生活を創造し持続的な社会の発展に貢献できる人材の養成を目的とする。

② 介護福祉フィールド

本学の教育理念に則り、心豊かな人間性と高い倫理観を保持し、尊厳と自立を支える専門的なケアを実践できる介護福祉士の養成を目的とする。

(2) 幼児教育保育学科

幼児教育保育学科は、本学の教育理念に則り、幼児教育・保育に関する知識と実践に役立つ技能を身につけ、保護者等から信頼され、人間性豊かで指導力のある人材の養成を目的とする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。但し、3の(3)及び3の(4)の規定は、平成22年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。